

# 役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、「社会福祉法人井高野福祉会」（以下「法人」という）の業務に従事する役員等の報酬に関する事項を定めたものである。

(定義)

第 2 条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員のことをいう。

(報酬)

第 3 条 継続的かつ定期的に業務に従事する役員等の報酬は、各人の役割、職務内容を総合的に勘案、評価し、理事会で決定した金額を、1年に2回各人に支払う。

(報酬の支払時期、支払方法、支払金額)

第 4 条 報酬の支払時期、支払方法、支払金額は次のとおりとする。

役職名	支払時期	支払方法	支払金額
理 事	7月 12月	商品券	10,000円
監 事	7月 12月	商品券	10,000円
評議員	7月 12月	商品券	10,000円

(改定)

第 5 条 この規程を改定または廃止する場合は、評議員会の議決を経なければならない。

## 【改定履歴】

平成28年12月26日

制定